

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幼稚園及び<u>届出保育施設等</u>（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年^{文部科学}厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（ア） 当該施設を構成する<u>届出保育施設等</u>において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>（イ） 当該施設を構成する<u>届出保育施設等</u>に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>届出保育施設等型認定こども園</u> 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行う</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幼稚園及び<u>認可外保育施設</u>（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年^{文部科学}厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（ア） 当該施設を構成する<u>認可外保育施設</u>において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>（イ） 当該施設を構成する<u>認可外保育施設</u>に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>認可外保育施設型認定こども園</u> 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行う</p>

ほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う届出保育施設等をいう。

(5) 略

2 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

3 保育所型認定こども園

(1) 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準(同基準ア、 <u>工</u> ただし書及び <u>オ</u> ただし書(既存施設が(イ)の基準を満たすときに係る部分に限る。)を除く。)と同じ。
略	

4 届出保育施設等型認定こども園

(1)及び(2) 略

ほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(5) 略

2 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

3 保育所型認定こども園

(1) 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準(同基準ア、 <u>工</u> ただし書、 <u>オ</u> ただし書(既存施設が(イ)の基準を満たすときに係る部分に限る。) <u>及び</u> <u>主</u> を除く。)と同じ。
略	

4 認可外保育施設型認定こども園

(1)及び(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。